

別記様式第二（第十九条関係）

表

(A8)

第 号	身 分 証 明 書
	所属局部課名 職名及び氏名 生 年 月 日
<p>上記の者は、不動産の鑑定評価に関する法律第14条の20第2項の規定による立入検査をする者であることを証する。</p>	
	交 付 年 月 日 有 効 期 間
	国 土 交 通 大 臣 印

裏

<p>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）抜すい</p>
<p>第14条の20 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、実務修習機関の事務所に立ち入り、実務修習業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p>